

# 自己点検・評価報告書

(大学運営・財務 (1))

創価大学

(2026年2月)

## 第10章 大学運営・財務（1）大学運営

### 1. 現状分析

#### 評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

#### ＜評価の視点＞

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

＜大学の理念・目的の実現に必要な大学運営に関する方針の明示・周知＞

本学の大学運営は、中長期計画である「グランドデザイン」と年度計画である「学長ヴィジョン」を二つの大きな柱としている。

#### 1. 計画策定と運用

##### （1）グランドデザイン（中長期計画）

本学は建学の精神に基づき、中長期的な大学運営の方針を定める「グランドデザイン」を策定・運用している。

##### ○第1次グランドデザイン（2010～2020年度）

- ・ 創立50周年を見据え、「建学の精神に基づき『創造的人間』を育成する大学」をテーマに掲げ、8つの重点分野を定めた。
- ・ 毎年度の「学長ヴィジョン」をアクションプランに位置づけ、グランドデザインと一体的に推進する体制を確立した。

##### ○第2次グランドデザイン（2021～2030年度）

- ・ 第1次グランドデザインの成果と課題を総括し、2020年度の私立学校法改正による中長期計画策定義務化の趣旨を踏まえ、策定した。
- ・ 「価値創造を实践する『世界市民』を育む大学」をテーマに掲げ、「教育」「研究」「SDGs」「ダイバーシティ」「経営基盤の構築」の5つの重点分野を定め、教職員が連携して各種計画を遂行している。

##### （2）学長ヴィジョン（年度計画）

毎年4月1日に「学長ヴィジョン」を公表し、年度ごとの重点課題と目標を明確にしている。この学長ヴィジョンは、グランドデザインと一体的に推進している。年度末にはその達成度を総括し、次年度の計画に反映させるサイクルを確立している。

### (3) 計画の更新と検討体制

社会環境の変化に積極的に対応するため、第2次グランドデザインの後半期間（2026～2030年度）に向けた計画のアップデートを推進している。理事会の諮問機関である「学校法人創価大学総合戦略会議」にて検討方針を策定し、そのもとに設置された各検討組織が、新たな計画の追加や見直しを進めている。この改訂版は、2026年4月に学内外に公表予定である。

## 2. 計画の共有と情報公開

### (1) 教職員への共有

毎年度4月に開催される「学校法人創価大学事業計画説明会」では、学長が「学長ヴィジョン」を、理事長が「法人事業計画」を説明される。これにより、全教職員が大学運営の方針を共有する機会を設けている。また、説明会の内容を収録し、欠席者向けにオンデマンドでの視聴を可能にしている。

### (2) 学内外への公開

グランドデザインの各項目に関する年度ごとの進捗や成果については、特設サイトにて学内外に公開している。また、広報誌「創価大学ニュース (SUN)」において、学長ヴィジョンの概要やグランドデザインの主な取り組み等を紹介し、広報活動に努めている。

これらの取り組みを通じて、本学は中長期計画である「グランドデザイン」と年度計画である「学長ヴィジョン」を連携させ、大学運営の透明性を高め、教職員全員で共有する体制を構築している。これにより、大学運営に関する方針に基づいた適切な運営を実現している。

### <適切な大学運営のための組織の整備>

学長の任免は、理事会が行うことを「学校法人創価大学人事手続規則」に定めている。学長の選考及び任命については、「創価大学学長任免規程」「創価大学学長選考委員会細則」に手続きを規定している。選考にあたり、理事会は諮問機関として創価大学学長選考委員会を設置する。学長選考委員会は、理事会が指名した理事、評議員、教授で構成され、2名以内の学長候補者を選考し理事会に推薦する。この推薦を受け、理事会が適任者を選出し任命することとしている。

本学学則第29条第4項1号には、「学長は、大学全般の校務をつかさどり、所属職員を統督する」とある。また学長は寄附行為で定められた理事であり、現学長は副理事長に就任している。さらに大学教育研究評議会の議長であり、学長室会議の議長でもある。諸種の規則規程に学長の任務・権限は数多く記載されている。こうした規程に基づき、学長はその権限を適切に行使している。本学では、副学長を6名置くことにより、分担と連携を強化している。

役職者の選任方法と権限の明示として、まず、副学長の選任及び役割については、「創価大学副学長に関する細則」を定めている。副学長は、理事会が選考し任免する。副学長の

職務は、「学長を補佐し、学長が出張等で不在のときは、その職務を代理し、学長がかけたときは、その職務を代行する」こと、「教育研究等の学務に関する業務について、学長を補佐し、学長から委任された業務を代行する」と定めている。

学部長の権限と選任手続きについても「学校法人創価大学人事手続規則」に定めている。同規則第3条には「学部長は、学長が選考し、理事会が任免する。学長は、選考にあたり、教授会の意見を聴くことができる」とある。学部長は本学学則第30条第2項に「学長を補佐し、当該学部に関する校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定めている。学部長は学部教授会の議長を務めるほか、大学教育研究評議会の構成員であり、全学的な事項の審議に携わる。こうした点から学部を代表して教学面について意思決定に加わっている。2015年度の学校教育法等の改正に伴い、学長による意思決定及び教授会の役割、関係について「学則」、「創価大学学部教授会規程」等の規程を改正し2015年4月1日から施行した。

これにより、学長は校務に関する最終的な決定権を有し、副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどることが明確になった。学長の意思決定にあたり、審議し意見を述べる機関として、大学教育研究評議会を設置している。上記の学則改正に合わせて当評議会が審議する事項も明らかにした。学部教授会規程では、教授会は審議機関として、決定権を有する学長に対して意見を述べる関係であることを明確に定めている。さらに、学長と副学長を構成員とする「学長室会議」を置いている。「創価大学学長室規程」に学長室会議が所掌することとして、「1. 本学における教育・研究についての企画・立案に関すること、2. 大学教育研究評議会の議事に係る事項の調整に関すること、3. その他学長の指示する事項」を定めている。これにより、学長中心に十分に協議を行い、意思決定を強化する体制が敷かれている。

「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの」は、「学長裁定」とし学則に定めている。

教学組織の権限は、学則に明記しており、理事会の権限は寄付行為に明示している。

理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督することが寄付行為に明記されている。また、常任理事会は、日常の業務に関する事案を決することができるが、その決定事項については直近の理事会に報告しなければならない。常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事で構成され、必要に応じて、招集者が認めた者が出席できる。主に教職員の人事・給与、予算執行、規程のうち細則や内規の制定・改廃などが審議される。また、大学教育研究評議会等で審議された事項のうち、学長が重要と認めた事項を理事会に上程するなど、教学組織との連携を図る体制となっている。

学生や教職員からの意見への対応については、本学は、理事会、教員、職員、学生による全学協議会を1974年に設置している。全学協議会は、ここ数年は年5回程度開催され、これまでの開催回数は385回を数える(2025年8月時点)。学生の構成員は、学生自治会、学友会、学生寮、留学生、大学院生の代表となっている。学生委員は、学生生活の様々な実態、意見、要望を把握したうえで、全学協議会に要望等を提出する。提出された要望は、協議会による審議を経て、理事会等によりできる限り実行される。教職員は、教授会や部課長会などを通じて、意見集約を行う。教授会の意見は、学部長から学長に報告され、全学的に検討が必要な事項については、大学教育研究評議会にて審議、協議する。職員は、部

課長会等を経て、意見集約している。

#### <適切な危機管理対策の実施>

様々な事象に起因する危機に対して迅速かつ的確に対処するため、「学校法人創価大学における危機管理に関する規程」ならびに「学校法人創価大学危機管理ガイドライン」を定めている。危機管理委員会（理事長が委員長）は日常的な危機管理体制の充実を図り、具体的に全学的な危機事象が発生した際の対処には、危機対策本部（ガバナンス担当常任理事が本部長）が設置される。

2024年度には「学校法人創価大学内部統制システム整備の基本方針」に基づき「学校法人創価大学における危機管理に関する規程」ならびに「学校法人創価大学危機管理ガイドライン」「学校法人危機管理ガイドライン」の改定を行った。それに伴い「学校法人危機管理ガイドライン」に定めた災害・事故・疾病・ハラスメント・犯罪・入試・情報・研究に関連する15の危機事象別マニュアルを整備し、危機事象発生時の応急対応の実施等について定めた。

2025年度の年度初めに開催した危機管理委員会においては、危機管理ガイドラインに基づく事前対策の実行計画について協議された。また教職員の危機意識向上のため、危機管理規程および危機管理ガイドラインの説明会を開催した。

具体的な大規模災害に備えた取組みは、以下のとおり実施している。

- ・非常用食料品の備蓄（3,000人分×3食分×3日分）
- ・全学防災訓練の隔年実施（全学生教職員が対象）
- ・災害対策マニュアルの配布（全学生教職員に配布）
- ・安否確認システムの導入（災害発生時に、事前に登録されている個人の携帯電話、携帯メール、PCメールに安否確認の通知が発信され、その通知に返答することで安否報告を行うもの。隔年で安否確認訓練を実施。）

近年、高等教育機関の事業を推進する上で情報セキュリティの重要性が増しており、本学では情報資産を保護し社会的責任を果たすために「学校法人創価大学情報セキュリティポリシー」「学校法人創価大学情報セキュリティ体制に関する規程」を定め、理事会が最高情報セキュリティ責任者（CISO）を任命し、情報セキュリティの体制（CSIRT）を整えている。また、個人情報の適正な取扱いの確保とともに個人の権利利益を保護するために「学校法人創価大学個人情報保護規程」を定め、学校法人創価大学情報管理委員会（「学校法人創価大学情報管理委員会規程」）を設置している。

#### 評価項目②

**予算編成及び予算執行を適切に行っていること。**

##### <評価の視点>

- ・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

本学における予算編成は、次のプロセスにより適切に行なっている。

予算編成は、理事会において予算編成方針を決定し、全学的に周知を行う。編成方針は、

中長期財政計画に照らし、次年度の入学定員などに基づき積算する収入予測と、経常的な支出、臨時（特別）的な支出、収入に紐付いた支出などの支出予測を立て、補助金制度や国の経済・財政状況などの環境・条件を考慮して策定する。

具体的には、予算部署（事務組織の課（事務室）など）が、事業計画の最小単位である業務ごとに予算原案を作成し、予算担当課（経理課）に申請を行う。申請の際、経常予算、臨時（特別）予算、収支対応予算に区分することを徹底している。特に経常予算については、予め予算担当課によって提示された予算枠を超えないことなど、財政規律の徹底に努めている。予算原案は、財務部によるヒアリング、理事長、財務担当理事（本部事務局長兼任）、大学事務局長との折衝を経て、最終予算案を作成する。その後、予算委員会及び常任理事会の審議を経て、3月の評議員会へ諮問、理事会の承認を経て決定している。

予算執行は、「学校法人創価大学稟議規程」に定めた決裁基準に基づき必要な承認を得たのち、「学校法人創価大学契約規程」に定める契約、「学校法人創価大学調達規程」に基づく発注等を行うことになっている。出金にあたっては、予算部署が出金伝票を起票し経理課に提出する。経理課は、規程に基づく決裁が適切に行われていることなどをチェックしている。予算部署における予算執行状況については、適宜、会計システムを通じて、業務（事業計画）、配分別、勘定科目別にWEB画面や出力帳票、出力データによって確認しており、執行漏れや執行超過がないか等注意を払っている。

内部統制チェックについては、監事、会計監査人（監査法人）、内部監査室がそれぞれ定期的に、また必要に応じて三者が連携をとりながら効率的かつ効果的に行っている。

すべての支出予算は、内容に応じて経常、特別、収支対応に区分し、原則として各区分を超えて執行することがないよう規律を設け、これを遵守するよう徹底している。また、内外の環境変化によって年度途中で新たな事業計画が発生した場合は、これに速やかに対応するため、予備費の流用、予算の組替え、補正予算の編成等で対応しており、硬直的な予算執行とならないよう注意を払っている。

### 評価項目③

**法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。**

#### ＜評価の視点＞

- ・ 大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・ 大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・ 必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・ 職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・ 大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

本学は、主に法人業務を所管する本部事務局と、教育研究活動の支援等を担う大学事務

局の2つに事務組織を編制し、部長会・部課長会を通じて相互の連携を図り、大学の円滑な運営を行っている。適切な人員配置については、人事ヒアリングを通じて各部署の業務状況を把握し、職員人事委員会にて定期・臨時の人事異動を協議することで、組織の機能性と柔軟性を確保している。

職員の採用は、人事部が毎年の退職状況や業務ニーズを踏まえて採用計画を立案し、職員人事委員会で方針を協議した上で、新卒・中途採用を通じて必要な人員を確保している。選考は委員会で候補者を決定し、常任理事会で最終決定している。昇格についても「創価大学職員任免規程」に基づき、資格基準に照らして検討・決定を行っている。

業務の多様化・専門化に対応するため、各部署の人事ヒアリングを通じて必要な専門性を確認し、専任職員や専門嘱託職員の配置を行っている。たとえば、外国人留学生の卒業後の嘱託採用や、保健センターの医師・看護師、学生相談室・心理教育相談室のカウンセラーなど、専門的業務に対応した人材を確保している。また、グローバル人材やIT活用人材の中途採用も積極的に進めている。図書館業務、情報システムサポート、授業収録等の学習環境支援については、外部委託を活用している。

教職協働の推進においては、グランドデザインの策定をはじめ、各種委員会活動に教員・職員が共同で参画し、大学運営に関する意思決定や企画立案において協働体制を構築している。

職員の能力開発と組織の機能強化を目的として、2016年度より業務評価制度を導入し、継続的に運用している。制度は、職員の役職や勤続年数に応じた「期待役割」を明確にし、それに基づいて個別の業務目標を設定することで、職員一人ひとりの業務遂行力と成長を支援している。評価は、年度内に3回（目標設定・中間・最終）の面談を通じて実施され、業務への取り組み姿勢、業務遂行に必要な能力、目標達成度などを多面的に評価している。評価結果は数値化され、昇任・昇格審査の参考資料として活用されるほか、職員自身の成長実感を促すフィードバックの機会としても位置づけられている。制度運用にあたっては、評価者・被評価者双方に対する研修を実施し、面談の質の向上と評価の適正化に努めている。目標設定時には所属長が課員の目標内容に対して助言・指導を行い、中間面談では進捗状況の確認、最終面談では成果の振り返りと次年度への課題整理を行うことで、継続的な成長につながる仕組みを構築している。この業務評価制度は、給与査定を目的とするものではなく、職員の資質向上と人材育成を重視した制度であり、大学運営に必要な人材の確保・育成に資するものとなっている。また、制度の運用を通じて、職員が自身の役割を主体的に捉え、組織の一員としての意識を高めることにもつながっている。また、大学運営における多様性の推進として、「女性職員比率40%」の目標に向けた取り組みを進めており、2025年度時点で20代および30代の専任職員における女性比率は57.9%となっている。育児休業取得についても、2025年度7月現在、男性職員の取得率が100%、女性職員も100%となっており、元職員を活用した育児休業代替要員の配置など、業務継続と職員支援の両立を図っている。

#### 評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

(監査について)

<監査プロセスの適切性>

本学では、監事、内部監査室及び会計監査人（公認会計士）による三様監査を実施している。

監事監査については、「学校法人創価大学監事監査規程」に基づき、3名の監事（常勤監事1名、非常勤監事2名）が理事の業務執行の状況を含む学校法人の業務の監査及び財産の状況を監査している。特に常勤監事は、学内理事で構成され、原則週1回開催される常任理事会に出席し、提示される議案については、事前に内容を把握し疑問点等に関して担当理事等に質問を行い、理事の業務執行の適法性・妥当性をモニタリングしている。

さらに学校法人の全ての業務が網羅・反映される予算を検討する予算委員会に出席し、予算編成方針の策定、当初予算の編成、予算執行状況、補正予算の編成、予算と決算の差異分析等に立ち会っている。また予算執行の現場である各部課への予算ヒアリングにも適宜参加し、現場の状況を把握している。

月に1回程度行われる管財委員会にも常勤監事は出席し、学内の施設設備の工事や修繕などが、中長期計画や年度計画に沿って運用されているか、契約や予算執行の状況が法令や学内規程に則って適切に行われているか確認している。

総資産の約60%を占める金融資産は法人運営にとって極めて重要な財産であるので、資産運用会議には毎回出席し、金融資産の運用・管理の適切性・妥当性を検証している。

また、当期より会計監査人による会計監査が行われることになったことに伴い、監事の監査意見形成時に会計監査人の監査手続、監査結果の相当性の判断が求められることになった。そのため会計監査人から監査の方針、監査計画の説明、期中・期末に監査結果の報告を受ける等、定期的に会計監査人とのコミュニケーションを行っている。

こうして、法人の事業執行状況及び財産の状況を監査して、監事間での協議を行い、毎年度「監査報告書」を作成し、理事会・評議員会に提出している。その際、理事とは独立した法人役員の立場で、法人業務の運営、執行について、意見具申を行い、チェック機能を果たしている。

また、後述する内部監査室による監査には毎回立ち会い、会計監査人による会計監査の講評にも参加し、決算担当部署である財務部と頻繁に情報共有するなど、日常業務の実態把握に努めている。

内部監査については、「学校法人創価大学内部監査規程」に基づき、理事長直属の内部監

査室（専任1名、兼任4名：2025年8月現在）で監査を行っている。

内部監査室は、毎年、科学研究費助成金等の公的研究費や、修学支援減免交付金等の補助金監査をはじめ、法人全般の業務を対象とした業務監査など、監査（定期）の年度計画を立案し、常任理事会を通じて理事長の承認を得て、内部統制を補佐している。理事長から特に命ぜられた場合は臨時監査を行うこととしている。各業務監査終了後は、内部監査報告書を作成し、常任理事会を通して理事長に報告、被監査部署にその結果を通知している。指摘事項があった場合は、措置回答を求め、さらにフォローアップ監査も実施している。

2019年度までの10数年間で、大学事務局の各部署の業務監査を行い、2022年度からは本部事務局の各部署の業務監査に取り掛かっており、2026年度ですべての部署の業務監査が終了する予定である。その他、科学研究費助成金の採択課題を抽出しての監査（通常・特別）や、大学等における修学の支援に関する授業料等減免費交付金に関する監査、SATREPS-EARTH（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム）などの競争的資金等の監査も継続して実施している。

学校法人創価大学内部監査規程第15条に、「室長（内部監査室長）及び室員（内部監査室員）は、内部監査の実施により監事及び会計監査人と連携、協力して、本学の監査の効率的な実施に努めなければならない。」としており、内部監査実施時の監事の立ち合いや、会計監査人による期中・期末の決算報告講評時には監事とともに参加し、会計監査人や監事との情報共有に努めている。

また、公的研究費の点検機関として、本学は、最高管理責任者（学長）のもとに、「研究費コンプライアンス推進室」を設置している。令和3年2月1日に改正された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」によって各大学に求められている対応を行うため、コンプライアンス教育推進室、監事と協力し、コンプライアンス教育の受講・理解度の確認、及び誓約書等に関し、公的研究費に関わる全ての教職員の受講状況や提出について、チェックリストを基に毎年度確認作業を行っている。

#### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

内部監査室では、毎年度科学研究費助成事業の監査を行っている。特に2020年度採択課題の監査を2021年9月に実施した際に、①コンプライアンス教育の受講・誓約書の提出について重点的に行う、②物品を購入した際の、納品検収のルールが徹底されているかについて、の2点を確認した。①のコンプライアンス教育の受講・誓約書の提出に関して、科研費応募者の中に6名の未受講者がいたこと、管理・運営にあたる教職員の中にも数名の未提出者がいることが判明した。このことをきっかけに、常任理事会等への報告直後の、事務局部課長会や、コンプライアンス推進室（当時；現在はコンプライアンス教育推進室）会議に監査結果を報告し、各学部事務室等の公的研究費担当者や、部課長、学部長等への注意喚起を行った。2022年度以降では、科研費や公的研究費の申請段階で、誓約書が提出されているかどうかのチェックを行うこと、事務職員にあっては、人事異動に伴って管理・運営を担当する場合には必ず受講・誓約書の提出を確認する仕組みができており、「未提出者ゼロ」とすることに繋がっている。さらに、科研費の監査実施後には、事務局の部課長会、コンプライアンス推進室（2024年度まで）の会議において監査結果を報告し、リスク

の共有を図っている。

②の物品購入の際の納品検収では、学部事務室等に備え付けの「検収印」と、個人所有の印鑑とが混在して使用されているケースがあったことから、事務室ごとに所定の「検収印」を使用することを徹底し、2022年度以降は解消することができている。また、学部事務室で、科研費採択教員が物品等の購入を立替払いで行った際、起票者・決裁者・検収者が同一の職員が押印しているケースが数件あった。このことについても、すぐに部課長会での徹底や、管理部が主催する「調達担当者会」において、事例報告として共有したことで、解消することができている。

(GD、学長ヴィジョンについて)

<適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価>

本学では、中長期計画を「グランドデザイン」として定め、毎年進捗状況を点検・評価している。グランドデザインに基づいた年度ごとのアクションプランである「学長ヴィジョン」についても、中間評価と最終評価の2回にわたり評価を実施し、達成度レポートを作成している。学長は、これらの評価結果を含む教学活動全般について、各種数値を用いた学長年次報告を理事会に提出している。これらのプロセスを通じて、計画の着実な実行を担保する点検・評価サイクルを構築している。

## 2. 分析を踏まえた長所と問題点

評価項目①～④を総合してまとめます。更新が必要な内容に追記・修正をお願いします。

長所：

2010年度からの第1次グランドデザイン(GD)に続き、現在は「価値創造を实践する『世界市民』を育む大学」をテーマとした「Soka University Grand Design 2021-2030」を推進している。毎年度の「学長ヴィジョン」をアクションプランとして一体的に運用し、年度末の総括を次年度に反映させるPDCAサイクルが確立されている。

法令改正に対応した学則等の整備により、学長の最終決定権と副学長(6名体制)による補佐、教授会の審議機関としての役割が規程上明確にされている。・理事会、教職員、学生による「全学協議会」を長年継続(2025年8月時点で385回開催)しており、学生の要望を大学運営に反映させる仕組みが機能している

問題点：

Soka University Grand Design 2021-2030、学長ヴィジョン、各種補助金事業(SGU等)に伴う評価に加え、各部局の自己点検・評価など多岐にわたる活動が並行しており、評価に費やす人的リソースが膨大になっている。

個々の評価活動は機能しているものの、大学全体でこれらを俯瞰し、データの共通化やプロセスの簡素化など、効率化・合理化を図る余地がある。

## 3. 改善・発展方策

評価項目①～④を総合してまとめます。各部署にて担当頂いた評価項目において改善計画

等があれば記載願います。

社会環境の変化に対応するため、「学校法人創価大学総合戦略会議」での検討を経て、2026年4月に Soka University Grand Design 2021-2030 後半期（2026～2030年度）のアップデート版を公表する。これにより、2030年に向けた重点目標を再定義し、運営の更なる活性化を図る。